

＜TMAM スチュワードシップ・ステートメント＞

新旧対照表(下線部は変更箇所を示す)

改定後（新）※2025/4/1 以降適用	改定前（旧）
<p>(略：変更なし)</p> <p>① 親会社および主要取引先に対して議決権行使を行う場合には、利益相反を回避するため、<u>議決権行使助言会社の助言に従い、株主議決権を行使します。</u></p> <p>(略：変更なし)</p>	<p>原則 2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p> <p>当社は、お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点に置いています。 お客様から信頼を頂き、お客様にとってなくてはならない会社となるために、お預かりした資産の運用、商品の提供や契約の締結等の当社業務全般において、お客様の利益を最優先いたします。 当社は、以下の通り利益相反管理方針を定め、本方針に則り、お客様との間で利益相反を生じる可能性がある取引等について把握し、適切な管理を実施します。</p> <p>1.お客様との利益相反の防止および利益相反を生じる可能性がある取引等に係る管理方法 お客様の利益を最優先する業務運営を実施するため、お客様よりお預かりした資産（以下、受託資産）の運用および調査に係る判断に関しては、東京海上グループの他社（以下、グループ会社）や当社内の営業部門等他部門からの干渉を受けることのないよう、独立した体制を構築しております。 また、お客様との間で利益相反を生じる可能性がある取引等として、以下の事項を想定し、各々につき管理方法を定めています。 なお、利益相反の可能性がある取引等として想定すべき事項と、これらの管理方法については、取締役会において定期的に見直しを実施いたします。</p> <p>(1) 議決権行使に関する利益相反 受託資産に組入れた株式には、親会社等、当社が資本関係を有する社や、当社を含む東京海上グループ各社が取引関係等を有する社の株式が含まれている場合があります。 このような場合においては、各々の関係性により適切な議決権行使が妨げられないよう、運用担当者等で構成する責任投資委員会において定める議決権行使ガイドライン等に基づき、以下①～③の対応を行うことにより管理します。</p> <p>① 親会社および主要取引先に対して議決権行使を行う場合には、利益相反を回避するため、<u>議決権行使助言会社の助言を参考に責任投資委員会での決議に基づき、株主議決権を行使します。</u></p> <p>② 親会社および主要取引先以外の投資先企業の議決権行使についても、議決権行使判断を運用部門で完結することで利益相反を回避します。</p>

改定後（新）※2025/4/1以降適用	改定前（旧）
	<p>③ 議決権行使結果は、四半期分を社外取締役が委員の過半を占める責任投資モニタリング委員会に報告します。また、個別の投資先企業および議案ごとに行使結果を公表するとともに、利益相反管理対象に係る議案および個別定性要因を考慮した議案等については賛否の理由を開示します。</p> <p>議決権行使担当者（責任投資グループメンバー、アナリストおよびファンドマネージャー）は、発行会社、提案株主および議決権行使助言会社等を除き、社内外のいかなる部署からの議決権行使に関わる情報提供、助言、説明を受けることなく独立した判断を行い、議決権を行使します。</p> <p>(2) 以下は、略</p>
<p>(略：変更なし)</p> <p>なお、議決権行使助言会社の利用については、<u>Glass Lewis 社から Glass Lewis 社のガイドラインに準拠した助言レポートを取得しています。Glass Lewis 社助言レポートは、議決権行使に際しての参考資料の位置づけとして利用しており、最終判断は運用部門で行います。親会社および主要取引先に対して議決権行使を行う場合には、利益相反を回避するため、Glass Lewis 社の助言に従い、議決権を行使します。</u></p> <p>(略：変更なし)</p>	<p>原則 5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。</p> <p>当社は、投資先企業との建設的な対話や調査内容等を踏まえ、運用部門の判断に基づいて、議決権行使を行います。適切な議決権行使を行うことは、企業のガバナンス体制強化を促し、企業の中長期的な価値向上につながるものと考えます。</p> <p>議決権行使にあたっては、全保有銘柄を対象とします。議決権の行使については、責任投資グループが統括し、責任投資グループメンバー、アナリストおよびファンドマネージャーが議案の精査を行います。責任投資グループリーダーは、議決権行使の結果を、速やかに運用本部長および投資調査グループリーダーに報告します。議決権行使に関する企業との対話については、責任投資グループメンバーに加え、アナリストも参加し、情報共有と意見交換を行っています。</p> <p>なお、議決権行使助言会社の利用については、<u>Institutional Shareholder Services Inc.（以下、ISS 社）から ISS 社のガイドラインに準拠した助言レポートを取得しています。ISS 社助言レポートは、議決権行使に際しての参考資料の位置づけとして利用しており、最終判断は運用部門で行います。親会社および主要取引先に対して議決権行使を行う場合には、利益相反を回避するため、ISS 社助言レポートを参考に責任投資委員会での決議に基づき、議決権を行使します。</u></p> <p>当社は、議決権行使結果と賛否の理由について原則として定期的にお客様に報告を行います。また、議決権行使に関する基本方針およびガイドラインを開示します。ガイドラインに即して適切に議決権行使が行われているか、自らの活動の透明性を高めるため、投資先企業別および議案別の行使結果を判断理由とともに公表します。</p>

以上